

船舶事故調査報告書

平成24年5月10日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年4月27日 04時02分ごろ
発生場所	兵庫県香美町矢田川河口東方の岩場 香美町所在の香住港下浜防波堤灯台から真方位172°590m付近 (概位 北緯35°38.4′ 東経134°36.9′)
事故調査の経過	平成23年5月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八光 祥丸、19トン HG2-6008（漁船登録番号）、個人所有 19.77m (Lr) × 4.50m × 1.80m、FRP ディーゼル機関、573kW、平成12年7月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 28歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成16年8月2日 免許証交付日 平成21年6月9日 (平成26年8月1日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	船首船底部破口、船尾構造物及びプロペラ損傷等
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、香住港の北北東方沖約20海里の漁場で操業を終了し、平成23年4月27日02時00分ごろ帰港のために同漁場を発進した。 船長は、発進時、レーダーで香住港を確認し、針路を同港の港口西方沖に向ける約199°（真方位、以下同じ。）に定め、約10.0ノットの対地速力で自動操舵により航行した。 船長は、操舵室右舷側に設置された椅子に腰を掛けて見張りをを行い、03時20分ごろ操業中のいか釣り漁船を回避するため、針路を約196°に変針して航行していたが、航行中、視界が良く、周囲に他船がいなかったことは覚えていたものの、乗り揚げた衝撃に気付くまでの間の記憶はなかった。 本船は、変針予定場所を通過し、04時02分ごろ矢田川河口東方の岩場に乗り揚げた。 船長は、乗り揚げた衝撃で目が覚め、自力離礁ができなかったので家族に連絡して救助を要請した。 本船は、来援したクレーン船により吊り上げられ、最寄りの造船所まで運ばれた。

<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ低潮期 日出時刻：05時15分</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、1回の操業時間については、投網に約10～20分、えい網に約1時間、揚網に約20分の計約1時間30分～1時間40分であり、この操業形態を1日に8～9回繰り返していた。</p> <p>船長は、出港から入港までの航海中は1人で船橋当直を行い、えい網中の後半約30分間に休息をとることができた。</p> <p>本船は、操舵室に居眠り防止装置が設置されていたが、船長が約3年前に乗船したときから使用された実績はなく、電源は常に切られた状態であった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、香住港の北北東方沖を同港の港口西方沖に向けて自動操舵で南南西進中、単独で船橋当直中の船長が、操舵室右舷側に設置された椅子に腰を掛けて船橋当直を続けるうち、居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して矢田川河口東方の岩場に向けて航行し、同岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、視界も良く、周囲に他船がいなかったことから、気が緩み、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> <p>船長は、航海中は単独で船橋当直を行い、断続的に短時間の休息時間をとるのみであったことから、睡眠不足の状態になっていた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、香住港の北北東方沖を同港の港口西方沖に向けて自動操舵で南南西進中、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して矢田川河口東方の岩場に向けて航行し、同岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船橋当直中に眠気を感じた場合は、椅子から立ち上がり、身体を動かしたり、外気に当たるなどして眠気を払うこと。 ・眠気を払うことができないときは、他の乗組員と当直を交替すること。 ・居眠り防止装置を設置している船舶は、同装置を常時作動させておくとともに、タイマー設定を適切に行っておくこと。 	